

地方補助教員資格制度史研究

―第一次小学校令期、授業生に課せられた修身(倫理)科の学力程度―

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要

(通巻第50号抜刷)

論文

地方補助教員資格制度史研究

—第一次小学校令期、授業生に課せられた

修身（倫理）科の学力程度—

Qualification System History Research about "Hozyokyouin" on Provinces

-Scholastic Attainment Level of Imposed Morals (Ethics) Department on "Zuogyousei" during "Daichizi Syougatsukou-rei" Period-

遠藤 健 治

序論

本研究では、先ず補助教員を「戦前の小学校において授業担当有資格教員に付属し、その業務を補助するよう定められた者」と総称する。そのうえで、補助教員資格制度確立までの経緯を、地方法制史料を用いて跡付け、戦前の日本における小学校教育達成の一端を究明することを目的としている。

戦前の小学校教育は、訓導等と称される授業担当有資格教員によってのみ受け持たれていたわけではない。授業担当有資格教員は明治二十年代半ば過ぎに教員全体の半数程度、三十年代終わり頃に六割、大正期に入っても七割を占めるに止まっていた。そのため、既に学制期から府県では、補助教員あるいは全くの無資格者を小学校に雇い入れざるを得なかった。なかでも補助教員は第二次教育令期に至り、文部省により制度的に認められ、補助員または助手、授業生、准教員、代用教員等と名称を変えながら、戦前を通して存在し続けた。このように戦前の小学校は、

授業担当有資格教員のみならず、補助教員なしには成立し得なかった。してみれば、彼等の存在をも研究視野に入れて、初めていかなる資格の「教員」により、戦前の小学校教育が担われてきたのかを明らかにすることができないのではないか。

ところで、先行研究において、例えば倉沢剛による『小学校の歴史』『教育令の研究』『学校令の研究』各巻、国立教育研究所編による『日本近代教育百年史』各巻のような通史的研究、あるいは各都道府県教育史等は、断片的に補助教員の存在について言及している。また、牧昌見は『日本教員資格制度史研究』において、第一次小学校令期から第三次小学校令期における岩手県の補助教員への取り組みを紹介している⁽¹⁾。もっとも、補助教員を主題に据えた研究は、宮川秀一による「明治前期の小学教員——とくに補助員・授業生について——」（『大手前女子大学論集』第十九号、一九八五年）が唯一であろう。ここで宮川は、教育令期の兵庫県下を対象とし、個別事例的研究を進めている⁽²⁾。ただし、本研究では、宮川のような個別事例的な研究の一方で、全国的視野に立ち鳥瞰図的に府県での補助教員資格制度の多様性を捉え、より長期に亘ってその変遷を辿っていく。寡聞のためか、未だこうした研究に接したことはない。そこで、そうした先行研究の空白部分を埋めるべく、小論で対象とする第一次小学校令期に限っても、既に補助教員の免許状の種類、その授与権者と有効区域、有効年限、取得年齢、また授業担当有資格教員免許状との互換措置、あるいは認定試験による免許状授与方式等多方面に亘り考察を進めてきた⁽³⁾。

そして、小論では、これらの成果を踏まえ、第一次小学校令期の補助教員である授業生、とりわけ高等小学校に配置された授業生を対象として、その検定試験に課せられた修身（倫理）科の学力程度を検討する。同科は従前と比較するならば、当該期に至り、言い換えるならば森有礼の登場により、その性格を大きく変化させた。そこで、こうした考察を通して、学力という授業生に求められた資質面の検討を加えるとともに、森文政期における補助教員に期待された役割とは何かを明らかに

したい。

本論

一 第一次小学校令期における教員資格制度と補助教員の位置付け

授業生に求められた修身(倫理)科の学力程度を検討するに先立ち、先ず第一次小学校令期における教員資格制度と、そこでの補助教員の位置付けについて言及する。もつとも、「第一次小学校令(勅令第十四号、明治十九年四月十日)」は十六条よりなる簡素な法制であり、小学校教員の資格について触れられてはいなかった。そのため、当該期における小学校教員資格制度は、「諸学校通則(勅令第十六号、明治十九年四月十日)」と、それに基づき制定された「小学校教員免許規則(文部省令第十二号、明治十九年六月二十一日)」により規定された。

「諸学校通則」第四条においては、教員の資格について「凡教員ハ、文部大臣、若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ」と定められた。これにより、総ての教員には、免許状の取得が求められることとなった。こうした資格形態は、「第三次教育令(太政官布告第二十二号、明治十八年八月十二日)」第二十五条「教員ハ：文部卿、若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ」により示された教員資格としての免許資格主義を継承していた。そして、小学校教員もその例外とはなり得なかった。そこで、小学校教員免許状に係る詳細を規定するため「小学校教員免許規則」が設けられた。「同規則」においては、授業担当有資格教員の免許状の種類、授与権者と有効区域、有効年限、書式、あるいは取得の諸条件等が定められた。授業生についても、第十四条において「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則ハ、府知事県令之ヲ定ムヘシ」と言及された。

補助教員に係る規定は、序論でも触れたように第二次教育令期、「小学校教員免許状授与方心得(文部省達第六号、明治十四年一月三十一日)」第五条において「教員ニ非スシテ、授業生若クハ助手等ノ名ヲ以テ、教員ニ属シ授業ヲ助クル者ノ、学力ヲ検定スルト否トハ地方ノ便宜タルヘ

シ」と、中央法制上初めて設けられていた。ここでは、補助教員の職務が、教員に付属し授業の補助業務を行うと規定された。また、授業生若しくは助手等とその名称、学力試験を行うか否かの判断も府県へと一任された。もつとも、多くの場合、その実際の運用は府県下各都区レベルに委ねられていた。府県レベルにおいて補助教員資格制度を一律に実施し得たのは、経済的にも人材的にも恵まれた一部の大都市圏に限られていた。

こうした規定が、当該期において「小学校教員免許規則」第十四条により引き継がれた。そして、補助教員の名称は、中央法制上、授業生と統一された。同時に、府県には教員資格の免許資格主義を背景として、授業生免許規則の制定が指示され、免許状の創設と検定試験の実施が義務付けられた。こうして補助教員資格制度は、府県レベルにおいて一層整備されることとなった。

府県により制定された授業生免許規則においては、免許状取得の諸条件並びに免許状に係る詳細、すなわち免許状の書式、授与権者と有効区域、有効年限等が中心に定められた。なかでも免許状取得の諸条件には、府県によって多少の相違が認められるものの、総じて年齢、品行、学力の三条件が共通した。小論で取り上げる修身(倫理)科の学力程度は、学力条件の一部として設けられていた。

二 府県により定められた修身(倫理)科の学力程度

小論の表では、三十六事例による修身(倫理)科と二事例による読書科の学力程度を一覧とした。そのうちには、後述する学力程度と比較して、「岩手県小学校授業生免許規則(県令第十六号、明治十九年十一月九日)」第一条「高等小学校授業生ハ、尋常師範学校第一学年、若クハ尋常中学校第一学年修業以上ノ学力ヲ有スル者」のように授業生としてかなり高度な、一方で「石川県小学校授業生免許規則(県令第五十七号、明治十九年十一月十一日)」第三条「高等小学校第二年期ノ程度ニ抛ル」のように低度な学力程度を、あるいは、その規定方法において「青森県

小学簡易科教員及小学校授業者免許規則（県令第六十二号、明治十九年七月十二日）第四条「小学校授業者ノ学力檢定試験ハ、…学科及其程度ハ、該学校長、又ハ首座教員ノ定ムルトコロニ依ル」と、学力試験の科目及び程度を小学校校長若しくは首座教員に一任する等の例外も見受けられる。もっとも、こうした事例は以降認めることができない。また、何れも府県に対し、授業者免許規則の制定が指示された明治十九年、若しくは二十年初めに定められていた。そのため、これらは、当該期における初期段階の混乱の結果と考えられる。総じて見るならば、修身（倫理）科の学力程度は、高等小学校卒業程度に準拠すると定める、具体的な検定内容を示す、事前に参考図書を指定するといった形態により規定されていた。そこで、こうした分類によりながら、以下、授業者に求められた修身（倫理）科の学力程度を探っていく。

二・一 高等小学校卒業程度に準拠すると定める事例

小論の表においては、修身（倫理）科の学力程度を他の科目と一括して、高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合もあった。こうした事例は九に上った。

そのうち、滋賀県は「小学校授業者免許規則（県令第三十五号、明治二十年一月二十日）」第二条において、次のように定めた。

第二条 学力檢定ハ左ノ学科、程度ニ依ル、

一 高等小学校授業者

高等小学科学科程度及其用書

同県は、学力試験に際し、修身（倫理）科を含めた総ての科目の学力程度を、一括して高等小学校卒業程度と規定した。また、長野県は「小学校授業者免許規則（県令甲第三十三号、明治十九年十一月二十日）」第一条において、「小学校授業者タルヲ得ヘキモノハ、…小学高等科卒業以上ノ学力ヲ有スルモノトス」と定めた。ここでは、認定試験による免許状取得の途も開かれた。そして、修身（倫理）科を含めた高等小学校卒業程度の学力が要求された。このように高等小学校卒業程度の修身（倫理）科の学力をもって、授業者として相応しいとする事例は、小論

の表における約四分の一を占めた。これは、後述する具体的な検定内容を示す事例に次ぐ多さであった。

では、高等小学校卒業程度の修身科の学力は如何に規定されていたのか。「小学校ノ学科及其程度（文部省令第八号、明治十九年五月二十五日）」第十条には、尋常、高等小学校の区別なく次のように定められていた。

修身 小学校ニ於テハ、内外、古今、人士ノ善良ノ言行ニ就キ、児

童ニ適切ニシテ、且理會シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話シ、日常ノ作法ヲ教ヘ、教員身自ヲ言行ノ模範トナリ、児童ヲシテ善ク之ニ習ハシムルヲ以テ專要トス、

これにより、修身科においては、教員自身による「談話」と自らが「言行ノ模範」となること、並びに「日常ノ作法」の教授が重視されていたことが分かる。これらの内容が定められるにあたっては、森有礼の修身教育観が影響を及ぼしていた。

第二次教育令期、後に触れるように、修身科は小学校における学科中の筆頭に位置付けられていた。そして、「格言」「事実」を内容として、儒教主義的な「児童ノ徳性ヲ涵養」することが目的とされた。そこで、授業時間も小学初等科、中等科では週六時間、高等科では週三時間と格別の配当がなされた。また、後に触れる「小学修身訓」、あるいはこれを修正拡充した「小学修身書初等科之部」「同書中等科之部」「小学作法書」等の修身教科書が著わされた。

もっとも、森はこうした儒教主義的な修身教育に批判的であった。そのため、当該期において、修身科では教科書を用いず、教員自身による「談話」と自らが「言行ノ模範」となること、これに加え「日常ノ作法」の教授を内容とした。また、授業時間も尋常、高等小学校とも週一時間半の配当に改めた。高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合、こうした森の修身教育観に沿いながら、「小学校ノ学科及其程度」を斟酌しつつ学力程度を設定していたと思われる。

ただし、後述する各事例に見られるように、当該期においても、従前に見られた儒教主義的な修身教育観の影響は完全に拭い去られてはいな

かった。したがって、ここで言及した事例であっても、「小学校ノ学科及其程度」に準ずる出題が、現実にとれ程なされていたのかについては疑問なしとしない。

二・一 具体的な検定内容を示す事例

府県によっては、修身（倫理）科の検定内容を具体的に示していた。こうした事例は十六に上り、小論の表において最多を占めた。

もともと、そのうちの十二事例は、修身（倫理）科の学力程度を「修身」「倫理」「人（彝）倫道德」の要旨（大意）と規定するに止まった。一例として、熊本県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第二十二号、明治十九年十月二十三日）」第五条において「人倫道德ノ要旨」、茨城県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第三十九号、明治十九年十一月二十九日）」第二条において「彝倫道德ノ要旨」と定めた。これら規定からは、必ずしも具体的な修身（倫理）科の学力程度を窺うことができない。

ところで、府県によっては、修身（倫理）科の学力程度をより明確に規定した。埼玉県は「小学校授業生免許規則（県令第三十九号、明治十九年十二月十日）」第四条において、「格言及事実」と定めた。こうした内容は、既に「小学校教則綱領（文部省達第十二号、明治十四年五月四日）」第十条により示されていた。それを引用するならば、次の通りである。

第十条 修身 初等科ニ於テハ、主トシテ簡易ノ格言、事実等ニ就キ、中等科、及高等科ニ於テハ、主トシテ稍高尚ノ格言、事実等ニ就テ児童ノ徳性ヲ涵養スヘシ、又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス、

「同綱領」は、「第一次教育令（太政官布告第四十号、明治十二年九月二十九日）」公布前後に端を発した、伊藤博文等の開明派と元田永孚等の宮中派との教育論争の結果、開明派の宮中派への妥協により、教育政策の儒教主義的德育重視への方向転換に伴い定められた。元田等は論争

に際して提出した「教学聖旨」において、知育偏重が自由民権運動に代表される品行、風俗の乱れを引き起こしているとして批判し、儒教倫理に基づく教育政策への転換を求めている。これにより、第二次教育令期において、修身科は先にも触れたように小学校学科中の筆頭に置かれた。また、文部省には編集局が設けられた。そして、代表的な儒教主義的修身科教科書である『小学修身訓』が編纂された。『同書』は、日本及び東洋の道徳復活を目的とした嘉言・善行集であった⁴⁾。教師は、この書の嘉言・格言等を生徒に暗誦させ、意義を説き、故事を引用してその内容を講義した。「格言」「事実」は、儒教主義的な修身教育を進めるうえでの象徴的な内容であった。けれども、森有礼により、こうした修身教育が改められたことは前述の通りである。しかし、埼玉県は当該期に至っても、先の検定内容から理解されるように、依然として「小学校教則綱領」に基づく、儒教主義的な修身教育観による学力程度を定めていた。

また、「嘉言」「善行」といった検定内容をもって、修身（倫理）科の学力程度を規定する場合もあった。山梨県は「小学校授業生免許規則（県令第十三号、明治二十年一月十七日）」第三条において、「嘉言、善行」と定めた。これも、埼玉県に準ずる事例と言って良いであろう。「嘉言」「善行」といった検定内容自体は、「小学校教則綱領」において明記されてはいなかった。ただし、次に言及する事前に参考図書を指定する事例のうち、山口県が「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第五十二号、明治十九年十二月二十八日）」第七条において挙げた、朱熹による儒教の古典である『小学』の外篇には「嘉言」「善行」といった内容を見ることが出来る。そのため、山梨県も、埼玉県同様、儒教主義的な修身教育観による学力程度を設定していたと考えられる。

このように修身（倫理）科の検定内容を具体的に示す場合、多くはそれを極めて曖昧に規定していた。しかし、そうした事例も、より具体的に検定内容を定めた埼玉県、山梨県等から、儒教主義的な修身教育観による学力程度を設定していたと推測される。また、それは次に触れる事前に参考図書を指定する事例の検討によっても裏付けることができる。

二・三 事前に参考図書を指定する事例

小論の表においては、修身(倫理)科の学力程度として事前に参考図書を指定する場合もあった。こうした事例は四を数えることができる。

そのうちには、先に触れた「山口県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則」第七条のように、「小学」といった儒教書をそのまま挙げる事例もあった。

もつとも、これ以外は、従前の修身科教科書を参考図書とした。一例として、広島県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則(県令甲第六十一号、明治十九年十一月九日)」第九条において、次のように定めた。

第九条 検定スヘキ学科ヲ定ムル、左ノ如シ、

一 修身

小学修身訓

西村茂樹選録

福井光編輯之類

修身叢語

川島棋坪刪定

同県は、参考図書として『小学修身訓』『修身叢語』の二冊を挙げた。前者は、明治十三年、文部省編集局長西村茂樹が著わした儒教主義的修身科教科書の代表格であった^⑤。その詳細は前述の通りである。後者は、明治十三年、福井光による『修身叢語』の改訂版で、やはり修身科教科書として用いられた^⑥。『同書』は、『小学修身訓』と同様の例話集・善行録であり、漢文体により著わされていた^⑦。そうした体裁が取られたのは、日本あるいは中国等の古典に基づき、儒教倫理への回帰的指向が反映された結果であった。

また、群馬県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則(県令第二十号、明治二十年二月十日)」第五条において、次のように定めた。

第五条 小学校授業生学力検定試験ノ科目ヲ定ムルコト、左ノ如シ、

修身

修身訓範

土岐政孝編ノ類

同県は、明治十三年、土岐政孝が特に男子用に著わした『修身訓範』を参考図書として挙げた^⑧。『同書』は、『小学修身訓』を模範とした民間編集による儒教主義的修身科教科書であった^⑨。これは、単なる嘉言・善行集であるに止まらず、格言等を生徒に理解し得るような表現に改めたり、解意を施す等、子どもの成長・発達を考慮した内容構成となっていた^⑩。これら参考図書は、官民編纂の違いこそあれ、教育政策の儒教主義的德育重視への方向転換を受け編まれた。そして、何れも明治十年代に普及した儒教主義的修身科教科書であり、「小学校教則綱領」の内容と合致するものであった。

ところで、府県によつては、こうした儒教主義的修身科教科書に加え、明治初年に用いられた翻訳修身科教科書を参考図書に含めていた。秋田県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則(県令第二号、明治二十二年一月七日)」第六条において、次のように定めた。

第六条 ……小学校授業生学力検定試験科目ヲ定ムルコト、左ノ如シ、

修身

小学修身訓

西村茂樹選

勸善訓蒙

箕作麟祥訳ノ類

同県は、参考図書として『小学修身訓』『勸善訓蒙』の二冊を指定した。前者は、先に述べた通り、明治十年代における儒教主義的修身科教科書の代表格であった。後者は、明治四年、箕作麟祥による翻訳修身科教科書の代表格で学制期に流布した^⑪。『同書』は、前篇、後篇、続篇よりなり、前篇はBonne(ボンヌ)の著書、後篇はWinstow(ウィンスロウ)の『Moral Philosophy(道徳哲学)』続篇はHeckock(ヒコック)の『System of Moral Science(道徳科学体系)』を抄訳、また他書をも参考にして編まれ、欧米倫理学を紹介していた^⑫。実際に教科書として使用されたのは前篇であり、小学生には高度に過ぎ、これを教授するには少なからざる困難があったものの、生徒の読物として普及した^⑬。しかし、教育政策の方向転換に伴い問題教科書と判断され、代表

的修身科教科書の座を『小学修身訓』に譲っていた¹⁴⁾。こうした性格の異なる修身科教科書を並べ置くこと、とりわけ当該期においても『勸善訓蒙』のような翻訳修身科教科書を参考図書として挙げる事例は例外であった。ただし、『小学修身訓』を併せ指定したように、ここでも儒教主義的な修身教育観の影響が認められる。

また、修身(倫理)科に止まらず、読書科における参考図書のなかにも修身科教科書が列記された。読書科は、第一次教育令期に創設され、修身、地理、歴史、理科等の内容を取り扱う総合科目の性格を持たされていた。そうした読書科のうちには、「東京府小学簡易科教員及小学校授業生免許規則(府令第四十五号、明治二十年八月八日)」¹⁵⁾第六条のように『小学修身訓』(佐賀県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則(県令甲第十七号、明治二十年三月二十三日))¹⁶⁾第三条のように『小学修身課書』といった修身科教科書を挙げる事例も認められる。前者は、これまでも度々触れてきた儒教主義的修身科教科書の代表格であった。後者も、南摩綱紀が著わした儒教の諸書を出典とする嘉言集で、明治十年代に普及した儒教主義的修身科教科書のひとつであった¹⁷⁾。読書科において示された参考図書のうちにも、先に例示した広島県、群馬県、秋田県と同様、儒教主義的修身科教科書が含まれていた。

このように事前に参考図書を指定する場合、当該期においては教科書が用いられずにもかわらず、例外を除き、従前の修身科教科書が列記された。それらほぼ総ては、「小学校教則綱領」により編まれた儒教主義的修身科教科書であり、修身(倫理)科の学力程度を設定するに際しては、依然として儒教主義の影響が拭い去られずにいた様子が窺われる。

結論

以上、小論においては第一次小学校令期、高等小学校に配置された授業生を対象として、その検定試験に課せられた修身(倫理)科の学力程度を検討することにより、当該期における補助教員に期待された役割と

は何かを探ってきた。

第一次小学校令期においては、従前からの教員資格の基本形態としての免許資格主義が継承された。授業生もその例外とはなり得ず、免許状の取得が求められた。そのため、府県には授業生免許規則の制定が指示された。ここでは、免許状取得の諸条件、並びに免許状の書式、授与権者と有効区域、有効年限等が中心に定められていた。このように補助教員資格制度の整備は、府県レベルにおいて一層進められた。なかでも免許状取得の諸条件には、年齢、品行、学力の三条件がほぼ共通して設けられた。小論で取り上げた修身(倫理)科の学力程度は、学力条件の一部として規定されていた。

さて、小論の表より、修身(倫理)科の学力程度は、前述した岩手県、石川県、青森県のように当該期における初期段階の混乱の結果と解される事例が含まれるものの、高等小学校卒業程度に準拠すると定める、具体的な検定内容を示す、事前に参考図書を指定するといった三形態により設定されていたことが分かる。その際、高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合には、学力試験あるいは認定試験の如何を問わず、「小学校ノ学科及其程度」に基づき、いわば森的な修身教育観に準じた学力程度が定められた。もともと、従前からの儒教主義的な修身教育観による学力程度を求める事例も少なからずあった。むしろ、総数より見るならば、こうした事例がより多数を占めた。具体的な検定内容を示す場合には、「格言」「事実」といった内容を掲げる事例も見られ、総じて「小学校教則綱領」による学力程度が設定された。また、参考図書を事前に指定する場合には、『小学修身訓』に代表されるような儒教主義的修身科教科書が列記された。ここに至っても、修身(倫理)科の学力程度を定めるにあたっては、儒教主義的な修身教育観が依然として影響力を持っていた。

してみれば、当該期においては、補助教員資格制度の整備に伴い、森的な修身教育観を指向する事例も見受けられるが、未だ多くの事例は儒教主義的な修身教育観から脱することができなかった。そのため、授業

生は従前から引き続き、「児童ノ徳性ヲ涵養」することを目的とした儒教倫理の伝達者としての役割が期待されていたと言いうことができる。

註

- (1) 牧昌見、『日本教員資格制度史研究』、風間書店、昭和四十六年、一四〇ページ～一四一ページ、一八二ページ～一八五ページ、二一九ページ～二三三ページ。

- (2) 宮川は、その研究の目的を次のように述べている。

官立府県立師範学校卒業のエリート教員は、末端の村々の小学校には全く無縁の存在であった。しかるに日本近代教育史上における教員の歴史に登場するのは、これら師範学校出身のエリート教員ばかりであったといつて過言ではない。明治前半期、教育行政のいわば試行錯誤の時代に、末端の村々にあつて日本の小学校教育の基礎づくりに貢献した村々の教師たちは、世界に誇る日本の義務教育が完成するにつれて、すっかり忘却の彼方に置き去りにされたのであろうか。

本稿は、この埋もれた草創期小学校の教師像にいくらかでも光をあてて、明治前期小学校の実態を解明する上で参考に供することができればと思うのである。

断片的に補助教員に言及している先行研究はあるが、補助教員を主題においた論文は、これが唯一であろう。(宮川秀一、「明治前期の小学教員——とくに補助員・授業生について——」(『大手前女子大学論集』第十九号、一九八五年、一三七ページ。)

- (3) 各々の詳細な内容については、以下の拙稿を参照されたい。「小学校補助教員の研究——第一次小学校令期、地方諸令規により定められた授業生免許状の書式——」(早稲田大学教育学部、『学術研究——教育・社会教育・体育学編——』第四十八号所収)、「小学校補助教員の研究——第一次小学校令期、地方諸令規における授業生免許状の授与権者と有効区域の関係——」(早稲田大学大

学院教育学研究科、『教育学研究科紀要』第十号所収)、「地方補助教員資格制度史研究——第一次小学校令期、地方諸令規により定められた授業生免許状取得の年齢、有効年限——」(早稲田大学教育学部、『学術研究——教育・社会教育・体育学編——』第四十九号所収)、「地方補助教員資格制度史研究——第一次小学校令期、府県により定められた小学校授業生免許状と小学簡易科教員免許状との互換措置——」(早稲田大学大学院教育学研究科、『教育学研究科紀要』別冊第九—一号所収)、「地方補助教員資格制度史研究——第一次小学校令期、府県(郡区を含む)での認定方式による授業生免許状の授与——」(早稲田大学教育学部、『学術研究——教育・社会教育編——』第五十号所収)。

- (4) 海後宗臣編『日本教科書体系 近代編』第三卷、昭和三十七年、講談社、五一九ページ。
- (5) 同前、五一九ページ、五八四ページ～五八八ページ。
- (6) 同前、五二一ページ、五二三ページ。
- (7) 同前、五二一ページ。
- (8) 同前、五一八ページ。
- (9) 同前、五八九ページ。
- (10) 同前。
- (11) 同前、五七五ページ～五七七ページ。
- (12) 同前、五〇七ページ。
- (13) 同前、五六九ページ、五七五ページ。
- (14) 同前、五八五ページ～五八八ページ。
- (15) 同前、五二五ページ。

表 小学校授業者検定試験における修身（倫理）科の学力程度

令規名／発令年月日	条文	出典
青森県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則（県令第六十二号）／明治十九年七月十二日	<p>第四条 小学校授業者ノ学力検定試験ハ学校長若クハ首座ノ教員之ヲ施行スルモノトス</p> <p>但学科及其程度ハ該学校長又ハ首座教員ノ定ムルトコロニ依ル</p>	<p>青森県教育史編集委員会、『青森県教育史』第三卷資料編I、青森県教育委員会、昭和四十五年、四八四ページ</p>
長崎県小学校授業者免許規則（県令第五号）／明治十九年七月三十一日	<p>第四条 小学校授業者ノ学力試験ハ概シテ高等小学校ノ学科及程度ニ抛リテ之ヲ施行スヘシ</p>	<p>『長崎県達類纂』乾、以文会社、明治二十一年、一〇六一ページ、一〇六二ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
岐阜県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則（県令第二十号）／明治十九年八月二十三日	<p>第二条 ……小学校授業者タルヲ得ヘキモノハ左ノ資格ヲ有スルモノノニ限ルヘシ</p> <p>一……小学校授業者ハ高等小学科卒業以上ノ学力ヲ有スルモノ</p>	<p>梶原猪之松、『岐阜県令達全書』、明治三十年、四六一ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
宮城県小学校授業者免許規則（県令第二十五号）／明治十九年九月二十二日	<p>第一条 小学校授業者ノ学力試験ノ上及第ノ者ニ授与スルモノトス</p> <p>修身ノ要旨</p>	<p>永根秀三郎、『教育法令類纂』、明治二十年、一四九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
千葉県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則（県令第二十二号）／明治十九年九月二十二日	<p>第五条 小学校授業者ノ学力試験ハ左表ノ学科及其程度ニ抛リテ施行ス</p> <p>修身 道德ノ大意</p>	<p>佐藤宗一郎、『小学諸規則』完、明治二十一年、二四四ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
宮崎県小学校授業者免許規則（県令第十八号）／明治十九年十月八日	<p>第二条 小学校授業者ノ学力試験ハ小学校授業者講習所ノ学科及其程度ニ抛リテ之ヲ施行スヘシ</p>	<p>川崎良哉、『現行学事例則』全、明治二十五年、二三八ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
福島県小学校授業者免許規則（県令甲第三十四号）／明治十九年十月十二日	<p>第六条 学力検定ハ別表定ムル処ノ学科ニヨリテ試験シ</p> <p>修身 倫理ノ大意</p>	<p>田中寛、『教育規則全書』全、福島新聞社、明治二十年、一三二ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
熊本県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則（県令第二十二号）／明治十九年十月二十三日	<p>第五条 ……小学校授業者ノ学力試験ノ科目ヲ定ムルコト左ノ如シ</p> <p>修身 人倫道德ノ要旨</p>	<p>熊本県教育会、『熊本県教育史』中巻、熊本県教育会、昭和六年、一六四ページ</p>
岩手県小学校授業者免許規則（県令第十六号）／明治十九年十一月九日	<p>第一条 小学校授業者ハ、左ノ資格ヲ有スルモノニ限り免許状ヲ授与スルモノトス</p> <p>……高等小学校授業者ハ、尋常師範学校第一学年若クハ尋常中学校第一学年修業以上ノ学力ヲ有スル者</p>	<p>『岩手県教育史資料』第二十一集、昭和四十一年、三七五ページ</p>
広島県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則（県令第六十一号）／明治十九年十一月九日	<p>第九条 検定スヘキ学科ヲ定ムル左ノ如シ</p> <p>一 修身</p> <p>……小学修身訓</p> <p>修身叢語</p> <p>西村茂樹選録 福井光編輯之類 川島棋坪刪定</p>	<p>下江忠次郎ほか、『現行広島県法規類纂』中編、明治二十三年、九十七ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
石川県小学校授業者免許規則（県令第五十七号）／明治十九年十一月十一日	<p>第三条 小学校授業者ノ学力検定試験ハ左ノ学科及程度ニ抛リ施行スヘシ</p> <p>修身 高等小学科第二学期ノ程度ニ抛ル</p>	<p>松田兵次郎、『現行石川県学事規則類聚』、明治二十年、六十六ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>

長野県小学校授業生免許規則（県令甲第三十三号）／明治十九年十一月二十日	第一条 小学校授業生タルヲ得ヘキモノハ：小学高等科卒業以上ノ学力ヲ有スルモノトス	信濃教育会、「信濃教育会雑誌」第二号付録、信濃教育会事務所、明治十九年十一月二十五日刊、二十四ページ、東京大学法学部付属近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）所蔵
茨城県小学校簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令甲第三十九号）／明治十九年十一月二十九日	第二条 学力検定ハ左ノ科目程度ニ依リ試験スルモノトス 一 修身 彝倫道德ノ要旨	大久保英助、「現行茨城県官令類纂」下編、明治二十三年、三七一ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
山形県小学校授業生免許規則（県令甲第二十八号）／明治十九年十二月二十八日	第五条 試験ノ学科及其程度ハ左ノ如シ 修身 人倫道德ノ要旨	岸重節、「山形県令類纂」上、鳴時社出版、明治二十年、四八二ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
埼玉県小学校授業生免許規則（県令甲第三十九号）／明治十九年十二月十日	第四条 小学校授業生学力検定試験ノ学科程度：ヲ定ムルコト左ノ如シ 一 学科及程度 修身 格言及事実	埼玉編、明治二十一年、二八〇ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
愛媛県小学校簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第三十八号）／明治十九年十二月十四日	第五条 小学校授業生学力検定試験ノ学科及其程度ヲ定ムル一倫理 人倫ノ大要	愛媛教育協会、「愛媛県現行学務規則類集」下巻、向陽社、明治二十年、三三二頁オモテウラ、学習院大学法経図書センター所蔵
大阪府小学校簡易科教員小学校授業生免許規則（府令第二十五号）／明治十九年十二月十九日	第八条 試験：学科程度左ノ如シ 一 高等小学校授業生ノ試験ハ高等小学校ノ学科程度「当分唱歌体操裁縫ノ三科ヲ除ク」ニ依リ	古屋宗作、「類聚大阪府布達全書」第三編下、明治二十年、五〇八ページ、五〇九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
富山県小学校簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第三十六号）／明治十九年十二月二十三日	第五条 小学校授業生学力検定試験ハ文部省令第八号尋常小学校ノ学科及其程度ニ依リ施行ス	富山県第一部庶務課、「富山県法規類聚」下、明治二十二年、二五六三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
山口県小学校簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第五十二号）／明治十九年十二月二十八日	第七条 高等小学校授業生学力検定試験ハ左ノ学科及用書ニ依リ施行ス 修身 小学朱熹	馬場寿植、「山口県達類纂」下編、明治二十四年、一六二ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
徳島県小学校教員免許細則小学簡易科教員及授業生免許規則（県令第二号）／明治二十年一月十四日	第十一条 県内授業生学力検定試験ノ科目及程度ハ小学校教員学力検定試験ノ学科及程度ニ依リ探点法ニ於テ斟酌ヲ加フ 第十二条 郡内授業生学力検定試験ノ科目及程度ハ第十条ノ学科及程度（小学簡易科教員学力検定試験ノ科目程度：引用者ニ依リ探点法ニ於テ斟酌ヲ加フ）	和田穂太郎、「現行学令全報」一、文寿堂、明治二十年、二六六ページ、二六七ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
山梨県小学校授業生免許規則（県令第十三号）／明治二十年一月十七日	第三条 学力検定試験ハ別表定ムル所ノ学科ニ依リ之ヲ施行ス 修身 嘉言善行	内藤伝右衛門、「現行山梨県令達類典」、明治二十三年、六一一ページ、六十三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
三重県小学校授業生免許規則（県令第十号）／明治二十年一月二十日	第十条 学力検定試験ノ科目及其細則ハ本県小学簡易科教員免許規則ニ準シ	松田御三郎、「教育規則類纂」第一卷、有文堂、明治二十年、一四三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
滋賀県小学校授業生免許規則（県令第三十五号）／明治二十年一月二十日	第二条 学力検定ハ左ノ学科程度ニ依ル 一 高等小学校授業生 高等小学科程度及其用書	田中知邦、「現行滋賀県布令類纂」第五編、明治二十四年、三九八ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
秋田県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第十一号）／明治二十年二月七日	第八条 小学校授業生ノ学力検定試験科目ヲ定ムルコト左ノ如シ 第一項 高等小学校 修身ノ要旨	秋田県教育委員会、「秋田県教育史」第二巻資料編二、秋田県教育史頒布会、昭和五十七年、八六六ページ

群馬県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令第二十号) / 明治二十年二月十日	第五条 : 小学校授業者学力検定試験ノ科目ヲ定ムルコト左ノ如シ 修身 修身訓範 土岐政孝編ノ類	辻鉦三郎、「教育法令」全、東京教育社、明治二十二年、二七九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
大分県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令甲第二十二号) / 明治二十年二月十九日	第六条 : 小学校授業者学力検定試験ノ方法左ノ如シ : 高等小学校授業者ノ試験ハ高等小学校ノ学科及其程度ニ拠リ	大分県教育庁総務課大分県教育百年史編集事務局、「大分県教育百年史」第三巻資料編(一)、大分県教育委員会、昭和五十一年、五二二ページ
愛知県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令第三十一号) / 明治二十年三月十四日	第七条 : 小学校授業者学力検定試験ノ学科及其図書ハ総テ本県高等小学校ニ準シ	愛知県教育委員会、「愛知県教育史」資料編近代二、愛知県教育委員会、平成元年、三八九ページ
佐賀県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令甲第十七号) / 明治二十年三月二十三日	第三条 : 小学校授業者学力検定試験ノ科目ハ左ノ如シ 読書 小学修身課書 南摩綱紀編	佐賀県教育史編さん委員会、「佐賀県教育史」第二巻資料編(二)、佐賀県教育委員会、平成二年、二九一ページ
北海道庁小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 (庁令第二十六号) / 明治二十年四月七日	第四条 : 小学校授業者学力検定試験ハ左ノ学科程度ニ拠リテ之ヲ施行スルモノトス 倫理 人倫道德ノ要旨	北海道庁記録課、「北海道庁布達達全書」上、明治二十年、七八八ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
東京府小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 (府令第四十五号) / 明治二十年八月八日	第六条 : 小学校授業者学力検定試験ノ科目ヲ定ムルコト左ノ如シ 読書 小学修身訓 西村茂樹選録	「第四法令類纂」巻之三十八、東京都公文書館所蔵
大阪府小学簡易科教員小学校授業者免許規則 (府令第十四号) / 明治二十一年二月十五日	第五条 : 小学校授業者免許状ヲ得ント欲スルモノ、学力試験ハ左ノ学科程度ニ拠ル 修身 人倫道德ノ要旨	大阪府学務課、「現行学令類聚」全、明治二十二年、一一一ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
福島県小学校授業者免許規則 (県令甲第六十三号) / 明治二十一年六月六日	第三条 試験ノ学科及其程度分左ノ如シ 修身 人倫道德ノ要旨	本間常吉、「現行学令全書」、明治二十一年、一二五ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
愛知県小学校授業者免許規則 (県令第六十号) / 明治二十一年七月九日	第六条 小学校授業者学力検定試験ノ学科及其図書ハ総テ本県高等小学校ニ準シ	「愛知県布達全書」後編、明治二十三年、七七六ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
島根県小学校授業者免許規則 (県令第九十号) / 明治二十一年九月十七日	第六条 試験ハ本県高等小学校ノ学科程度及左ノ学科用書ニ拠リテ之ヲ施行スヘシ	高橋義比、渡部善人次、「島根県令訓類聚」、明治二十三年、三七八ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
秋田県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令第二号) / 明治二十二年一月七日	第六条 : 小学校授業者学力検定試験科目ヲ定ムルコト左ノ如シ 修身 小学修身訓 西村茂樹選 箕作麟祥訳ノ類 勸善訓蒙	秋田県第一部、「現行秋田県法規」、明治二十二年、七三二ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
大阪府小学簡易科教員小学校授業者免許規則 (府令第二十七号) / 明治二十二年三月二十七日	第五条 小学校授業者免許状ヲ得ント欲スルモノ、学力試験ハ左ノ学科程度ニ拠ル 一修身 人倫道德ノ要旨	「大阪府教育百年史」第三巻史料編(二)、大阪府教育委員会、昭和四十七年、七十四ページ、七十五ページ
山梨県小学校授業者免許規則 (県令第十号) / 明治二十三年二月二十五日	第三条 学力検定試験ノ学科程度ハ別表定ムル所ニ依ル 修身 嘉言善行	内藤伝右衛門、「現行改訂山梨県令達全書」巻一、明治二十五年、一一七ページ、一二〇ページ、学習院大学法経図書センター所蔵

埼玉県小学校授業生免許規則（県令甲第十七号）／明治二十三年三月四日

第五条 小学校授業生学力験定試験ノ学科程度及図書ヲ定ムルコト左ノ如シ
一 修身 格言及事実

埼玉私立教育会、『埼玉教育雑誌』第七十九号、埼玉私立教育会事務所、明治二十三年四月五日刊、三ページ、東京大学法学部付属近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）所蔵

（備考）本出典において学習院大学法経図書センター所蔵とある史料は、総て丸善『国立国会図書館所蔵明治期刊行図書マイクロ版集成』による。

（2004年12月1日 受理）